



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月12日(火) 号外(第2号)

## 目次

ページ

### 人事委員会規則

○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
○群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	2

## ■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月十二日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

### 群馬県人事委員会規則第十七号

#### 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二行政職給料表の部九級の項中「三 危機管理監の職務」を「三 危機管理監の職務  
んなか推進監の職務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月十二日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

### 群馬県人事委員会規則第十八号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中「危機管理監」を「危機管理監  
か推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月十二日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

### 群馬県人事委員会規則第十九号

#### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表知事事務部局の項中「及び危機管理監」を「、危機管理監及びこどもまんなか推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月十二日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

### 群馬県人事委員会規則第二十号

#### 群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

四 こどもまんなか推進監

第二十二条中「第六条第十二号」を「第六条第十三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---